社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

- 第3条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。
 - (1)会長については、報酬として月額30,000円を支給する。
 - (2)会長を除く役員等が、その職務のため、理事会等に出席及び出張したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(費用弁償)

- 第4条 役員等が、その職務のため出張したときは、旅費を支給する。
- 2 前項に規定する旅費の日当額は、2,000円とする。
- 3 前項に定めるもののほか支給する旅費については、「出雲崎町職員の旅費に 関する条例」(昭和32年6月20日制定)を準用して支給する。
- 4 役員等のうち、出雲崎町職員の職にある者にあっては、これを支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名 義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会等に出席及び出張したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(費用弁償)

- 第3条 評議員が、その職務のため出張したときは、旅費を支給する。
- 2 前項に規定する旅費の日当額は、2,000円とする。
- 3 前項に定めるもののほか支給する旅費については、「出雲崎町職員の旅費に 関する条例」(昭和32年6月20日制定)を準用して支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名 義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。